

主張

いよいよ2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用可能になり、医療機関の窓口でのオンライン資格確認をスタートさせようとしている。マイナンバーカードは2016年に発行が始まって5年近く経つが、交付率は国民の5人に1人とどまっている。政府

00円を還元する「マイナポイント」を始めたが申し込みは利用者見込みには程遠いようである。菅新政権はデジタル庁の新設をうたい「運転免許証をはじめ

思惑も見られる。運転免許証は国民の3人に2人が持つ最も普及した身分証明書であり所有者数はマイナンバーカードの3倍以上である。マイナンバー

も付けされる事柄などが増えると悪用対策のコストが急増するのは目に見えている。早急に保団連の医療運動対策に沿って、会員への情報提供や患者さん向

る。①医療機関向けには、「顔認証付カードリーダー」の設置は任意であることや設置の申請期限は2023年6月であること、2021年3月の利用開始後の設置検討でも遅くなく

マイナンバーカードは いららない

は持つていて便利なこととはほとんどないマイナンバーカードの発行数を増やそうと必死である。最近も所有者向けにキャッシュレス決済などに対して最大50

とする各種免許証や国家資格のデジタル化」を表明している。普及が進まないマイナンバーカードと運転免許証を統合し、事実上強制的に取得させようとの

カード取得は任意であるが、事実上運転免許証取得者はマイナンバーカードを取得せざるを得なくなる。他にも、金融機関の口座などマイナンバーカードにひ

けのアピールを通じて、医療機関でのマイナンバーカード利用・普及を押しとどめる取り組みを強め、「マイナンバーカードによる受診ゼロ」を目指す必要がある

で、血税の無駄遣いで個人情報情報を国家管理する、危ない「マイナンバー」の普及阻止に向け、保団連、各協会、医会が連携して運動していかなければならない。